百三十七　都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十九条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十一条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十一条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十二条で定めるもの				
		法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの						
		市町村長	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する情報であって第百四十一条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十二条で定めるもの						
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十二条で定めるもの								

百三十八　厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員及び共済組合等の組合員である地方公務員等の退職等年金給付等に関する法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者とされた政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十一条で定めるもの				
百三十九　市町村長	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する情報であって第百四十一条で定めるもの	市町村長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって第百四十一条で定めるもの								
百四十　独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の保険給付その他の支給若しくは同法附則第六条第一項第一号の規定による第一号被保険者の資格の喪失又は第一号被保険者に関する情報であって第百四十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十一条で定めるもの						

										百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第百四十八号。第二条において「平成二年改正前農業者年金法」という。）第七十二条の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（以下この表において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）及び同法附則第九条第三項の規定により独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百四十三条で定めるもの										
都道府県知事	障害者福祉法（昭和二十五年法律第二百八十三号）第二十条第一項（同法第二十七条第三項の措置をいう。）に関する情報であって第百四十三条で定めるもの										
法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十三条で定めるもの										
都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの										
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの										
国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって第百四十三条で定めるもの										
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの										
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第百四十三条で定めるもの										
厚生労働大臣又は日本年金機構	年金生活者支援給付金関係情報であって第百四十三条で定めるもの										